

医療DX強化推進体制整備加算

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③医師が、電子資格確認を利用して所得した診療情報を、診療を行う診察室にて閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④電子処方箋を発行する体制を有します。(経過措置:令和7年3月31日まで)
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。(経過措置:令和7年9月30日まで)
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実施を一定程度有しています。(経過措置:令和6年10月1日から適用)
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項を及び、質の高い診療を実施するための十分な情報を所得し、及び活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及び、ホームページに掲示しています。

上記に伴い下記加算を算定します。マイナ利用率により加算点数は変動致します。

・医療DX推進体制整備加算(初診時月1回) (8点～)

生活習慣病管理料(Ⅱ)

- ①生活習慣病管理を行うにつき必要な体制を確保しています。
 - ②患者様の状態に応じ以下の対応が可能です。
- ※高血圧、脂質異常症(高脂血症、高コレステロール症等)、糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象となります。
- ・症状により28日以上 of 長期の投薬あるいはリフィル処方箋の交付を行うことが可能です。
- ※リフィル処方にあたって、交付が可能かどうかは病状に応じて医師が個別に投与期間を判断します。

注)睡眠薬、湿布薬の処方が含まれる場合はリフィル処方できません。